

# 社会福祉法人 姫路睦福社会

## 福祉・介護人材処遇改善助成金手当

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人姫路睦福社会に勤務する職員に対する処遇改善事業補助金（以下処遇改善事業）の支給に関する事項を定めるものである。

### (名称)

第2条 この福祉・介護人材処遇改善助成金手当に関して支給される賃金の名称を「資格手当」と「処遇改善手当」にする。

### (支給対象職員)

第3条 福祉・介護人材処遇改善助成金手当は、別表1に該当する職員に支給する。

### (処遇改善手当の支給方法)

第4条 福祉・介護人材処遇改善助成金手当の支給方法は、別表1の支給方法にて支給する。

### (支給期間)

第5条 福祉・介護人材処遇改善助成金手当の支給期間は、処遇改善事業が行われている期間とする。

### (その他)

第6条 福祉・介護人材処遇改善助成金事業が途中で中止になった場合は、その該当月で廃止する。

この規程は、平成27年4月1日より、施行する。

## 福祉・介護人材処遇改善助成金手当

原 資 福祉・介護人材処遇改善助成金総額をもって充てる。

## 支給対象職員

- 1 真砂園・朝日ノ里・広畑の家に勤務する職員
- 2 直接処遇職員・・・支援員・指導員・指導員補助・介助員・世話人  
(非常勤職員含む・理事長は含まない)

## 支給方法

「資格手当」と「処遇改善手当」として毎月の給与で支給する。

## 資格手当

主任・サービス管理責任者	5, 000円
社会福祉士	2, 000円

## 処遇改善手当

助成金総額から定期昇給分と資格手当分を控除した金額を、対象月の直接処遇職員の常勤換算数と付加率の合計で除し、一人あたりの支給額を計算する。

付加率（常勤職員に限る）・・・扶養家族（配偶者）	7%
（子一人に付）	3%

勤務年数×2%（年以下切り捨て）

非常勤職員は、当該月の勤務実績に応じて常勤換算する。

R 1 年度 福祉・介護等職員処遇改善加算（従来分）  
処遇改善手当支給における内規

助成金対象期間	平成 2 1 年 1 0 月～
助成額	支援報酬総額に応じた金額 ※利用者の利用日数が多いほど、額は高くなる
賃金改善実施期間	平成 2 1 年 1 1 月～
対象者	真砂園・朝日ノ里・広畑の家 直接処遇職員…支援員・指導員・介助員(非常勤含む)・世話人 ※理事長は含めない
改善方法	「資格手当」と「処遇改善手当」として毎月の給与で支払う 資格手当 (主任) 5 0 0 0 円 (社会福祉士) 2 0 0 0 円 処遇改善手当 助成金総額から定期昇給分と資格手当分を控除した金額を、対象月の直接処遇職員の常勤換算数と付加率の合計で除し、一人あたりの支給額を出す。 ※毎月、実績に応じて変動する ・付加率…(常勤職員限定) 扶養家族(配偶者) 7 % (子一人あたり) 3 % 勤務年数×2%(月数切り捨て) ・非常勤職員は当該月の勤務実績に応じて常勤換算する

令和元年度 福祉・介護職員等特定処遇改善加算  
特定処遇改善手当支給における内規

加算額取得対象期間	令和元年10月～
助成額	真砂園・朝日ノ里 加算区分Ⅰ 広畑の家（短期入所・共同生活援助） 加算区分Ⅱ 支援報酬総額に応じた金額 ※利用者の利用日数が多いほど、額は高くなる
賃金改善実施期間	令和元年10月～（実質反映給与は11月分から）
対象者	全法人職員 直接処遇職員…支援員・指導員・介助員（非常勤含む）・世話人 その他の職員…管理職・運転手・事務員・その他法人勤務職員
改善方法	法人全職員を以下の3パターンに分類する ① サービス管理責任者・主任・勤続10年以上職員 またそれらと同等の経験を有すると判断される職員 ② ①以外の直接処遇職員 ③ その他の職員  「特定処改手当」として毎月の給与で支払う 法人全体の、当該月の、加算総額から対象職員常勤換算数 換算数（①は4乗②は2乗）で割り、常勤一人当たりの単価を算出。 各自の換算数に応じて分配する。 ※毎月、実績に応じて変動する。
(参考) 加算Ⅰ	生活介護 支援費の1. 4% 就労継続B型 2. 0%
加算Ⅱ	共同生活援助 1. 5% 短期入所(併設型) 1. 5%